

スリランカの聴覚に障害をもつ子どもへの 地域巡回サービス相談の研究(2)

荒川 哲郎

Community Based Mobile Service for Hearing Impaired Children in SRI LANKA (2)

Tetsuro ARAKAWA

1. はじめに

スリランカにおける聴覚に障害をもつ子ども達への地域巡回サービスが1993年6月に、日本との国際協力のもとに開始され、約2年が過ぎた。そのきっかけは、スリランカの都市部と農村部の聴覚に障害をもつ子どもへの「補聴」教育のサービスの格差があることに気づいたためである。そして、スリランカ国立教育研究所と教育省が作成した「子どものニーズ」に基づく、つまり子どもの人権を重んじる教育政策や学校教育と地域社会の連帯と共生を志向する政策の理念を背景に都市から離れた農村部を主な対象としてサービスが継続されている。また、日本から派遣された国際協力事業団の専門家が1993年12月よりスリランカ国立教育研究所の研究員と地域巡回サービスの計画実施、広報等を続けてきた。

現在、国連ユネスコを中心として「地域社会に基盤をおく教育(Community-Based-Education. 以下C. B. E. とする)」の思想が確立され、その思想を基に世界各地で、C. B. E. が展開されている。

この思想の基本理念には、①障害をもつ子ども達が学校卒業後、地域社会で生活する時さまざまな困難性(ハンディキャップ)をもつことが多い。しかしながら、地域社会の人々と障害をもつ人とが連帯と自立への相互のパートナーシップを基本として、共に生きていくための社会づくりをめざす。②学校の教師、生徒、児童が積極的、計画的に必然性を持ち、地域社会の人々との関係をつくり、そのつながりを深めながら子どものニーズに

気づきあう。そして、地域社会、学校、家族、行政、当事者が主体性を持ち、ニーズに対応していく。③いろいろなニーズをもつ人達と地域の人々、学校の教師達の経験が、障害をもつ人達や社会的に不利益をこうむる人達のニーズへの感性を高め、それが連帯を深め、新たな地域社会への体制づくりをうみだす。④そして、障害をもつ人だけでなく、すべての人々が多様なニーズに応えていくことを志向していく地域社会づくりを考える。等がある。また、地域社会を全ての構成員が納得してつくる民主主義、そして、地域の自立を基本とした政策決定へ地域の人々の参加が提起されている。以上の理念は、障害をもつ人達が、偏見により孤立したり、不当に不利益をうける差別状況に長期間、放置され続けてきた背景からうまれた。

C. B. E.の具体的方針には、①地域に潜在化している資源(Resources)を育てて、活性化させる。②互いに協力していく組織づくりをする③柔軟性を持ち、いろんなニーズに応えていける多様な機能をもつ等があげられている。たとえば、地域社会に、潜在化している資源として①障害をもつ当事者②家族、友達③医師、看護婦、教師等の地域社会で働く人々④地域社会で商売をする人、学生や子どもなど、すべての構成員を対象している。また地域社会の施設の資源として、学校、クリニック、センター(クラブや社会活動ができる)集会場等が考えられている。

また、経済的支援も、家族、友人だけでなく、地域の人々、行政等、地域構成員へ呼びかけている。そして主旨を伝える機会を持ち拡がりを期待している。

このようなC. B. E. の思想、つまり共に生きていく社会づくりの思想に影響を受けながら、スリランカの地域巡回サービス相談は、聴覚障害をもつ子どものニーズに応えることだけでなく、互いに、つながりを深め障害をもつ人や高齢の人を含む、だれもが生活しやすい地域社会をつくるための、ひとつのプロセスと考えている。

今回の報告は、(1) 本研究の背景となるスリランカの教育政策の歴史の流れを分析し、さらに、本研究のスリランカにおける社会的意義を考えていくこと、そして、(2) 継続している地域巡回サービスの実施をとおして得た調査資料を下記の項目について分析し、考察を加える。

①「補聴」のニーズをもつ子ども達の聴覚障害、補聴、教育状況 ②子ども達が生活をしている地域社会の現在の状況、特に、学校教育、医療による支援体制について ③国立教育研究所と地域社会による子どもの援助体制の組織化について。

そして、地域巡回サービスを継続させていくための今後の課題を、上記の視点にあわせて考えていくこととする。

2. スリランカの聴覚障害をもつ子どもの教育に関する歴史的背景

(a) スリランカ独立前後の教育の「民主化」⁽¹⁾⁽²⁾

イギリスの植民地からの独立(1948年)前後、植民地支配下の「エリート」を育てる教育を離脱するための「教育の機会均等」を基本理念とする教育思想が、C. W. W. KANNANGARA 教育相を中心とする委員会から提出された。「教育の機会均等」を目的とする理由には下記がある。

①富裕な民族と不利益を受け続けている貧困な民族間の対立の前提である偏見、差別をなくし信頼関係を回復する。

②各民族の宗教、文化、歴史、芸術等を尊重する教育を実施することで、民主主義思想に基づく「国家統一」を実現する。

③「教育の機会均等」は、労働の機会の平等性をもたらす重要な条件であり、各人の自己実現や社会の活性化をもたらす。

主な具体的政策としては、①幼稚園から大学までの教育の「無償化」 ②各民族の「母語」による教育 ③全国各地への公立学校の増設 ④公教育における民族教育 ⑤海外への留学生の奨学金制度、等がある。

これにより植民地時代、経済的に貧困に悩んでいたプランテーション地域や農村部での子どもの教育が活性化された。地域の学校で、「わかりやすい」言語により「無償」で教育を受けられることは、「階層、出身、貧富の差等による差別のない」教育に近づく具体的方法と考えた。

さらに、英語ではなく、それぞれの「民族意識を育てる「母語」により、宗教、歴史、芸術、文化等の教育を実施した。それが、続いてきた植民地支配より、精神的に「解放」される重要な方法ととらえられた。つまり、互いの「民主的」共存が、「国家」としての統一につながると考えている。

確かに、学校教育の「母語」による「わかりやすさ」は、特定の富裕層だけの教育とするのではなく、学校教育を「すべての子ども達」の教育とする前提条件の一つをつくりだした。また、学校教育の「地域化」は①各家庭の経済的負担を減らし、②地域共同体への学校教育の意義を明確にした。

その結果、これらの政策の実施は、農村部の子ども達へ教育の機会をつくり、初等教育への就学率を99%(1994)、識字率を87%に高める大きな要因となる。また、農村出身者が高等教育へ進学する機会をうみだした。そして、彼等が自分達の出身地域に戻り、教師や地域のリーダーとなり、次世代の子ども達を育てる基盤となっている。

(b) スリランカの障害児教育体制の確立⁽³⁾⁽⁴⁾

スリランカには学齢期(6歳-15歳)の聴覚障害児は約2~3万人(国立教育研究所)と推定されている。主に、私立の寄宿制聾学校11校に、聴覚障害のこども約1500人が在籍して教育を受けたが、聴覚障害のこども全体の就学率は10%以下と低く、教育省の責任の下に教育体制の確立が課題とされた。(1968年当時)

教育省は①障害児教育を「公立学校でも責任を持ち、実施していく体制をとる」との方針を立てた。そして、②「地域の学校において、できる限り通常学級の子ども達と一緒に教育を受ける機会をもつ『統合教育』を実施する」さらに、「発達が遅れている子ども達の『障害』のニーズに見合う『特別な教育方法』『特別な教育の技術・教材等』が必要である」と考え、下記の教育体制を組織した。

④2年間の現職教師を対象とする教員養成を続ける。⑥障害児学級(ユニット)を通常学校内に

設置して、学習の援助体制をつくる。④カリキュラム、教材開発に教育省が責任を持つ。

「統合教育」の思想は、1960年後半の、アメリカでの人種間の差別撤廃運動、ヨーロッパの「ノーマライゼーション」の「人権」思想に大きな影響を受けている。つまり、社会全体が障害をもつ人への差別をなくし、障害をもつ人が、他者と同等の社会参加の機会をもつことを権利とする思想である。

特に、障害児教育を2年間研修した教師が、障害児学級(以下ユニットとする)を拠点リソース・ルームとして、障害をもつ子どもが①通常学級へ統合できるまでの学習体制の準備 ②通常学級へすでに統合している子どもの学習の援助 ③通常学級教師、訪問教師とユニット教師の子どもの教育に関する協力体制づくり等の諸機能を持ち障害児教育をすすめている。

(c) 障害児教育における「統合教育」批判

スウェーデンの国際援助機関(以下S. I. D. A.)のT. Jonsson⁽⁵⁾は、スリランカの「統合教育」を次の視点より批判している。

①「統合教育」の基本的な思想である「障害」をもつ子どもへの差別をなくしていく思想の広がり、学校教育全体に認められない。たとえば、「障害児の教育は、私達の問題ではなく、専門家にまかせればよい。」との教師が多い。つまり障害児教育に対する意識の「壁」がある。

②「障害」のニーズに応える教育内容、方法、教材、カリキュラムが開発されてきたが、障害児教育だけの教材・設備・施設にすぎず、すべての子どものニーズに応じていく普遍性のある教育に広がる可能性が見えてこない。

③教員養成の段階で、障害児教育と通常教育が分離されているため、教育体制においても分離され続け、相互の協力関係をつくりだすことが困難であり、統合がみられない。そして、偏見、差別が教師にうまれる可能性が高い。

そして、国立教育研究所は政策ガイドライン⁽⁶⁾において「障害」の概念を「学習が困難で特別な教育的ニーズをもつ状況」と幅広く包括的に変更した。これは、これまでの「通常教育」と「障害児教育」の枠をこえて「すべての子どもの普遍的利益」につながる教育改革として位置づけられる。

具体的な教育養成の施策として、①障害児学校、ユニットの教師だけではなく、通常学級教師に「子どものニーズ」「特別な教育的ニーズ」に対応

していく研修を各地で継続して実施する。②すべての子どもの「教育的ニーズ」に応えるカリキュラムを、通常学級、ユニット教師、訪問してくるマスター教師の協力のもとに工夫して作成する。そして各自が責任を分かち合い実施していく。

③地域の学校での「統合教育」における「特別な教育をもつ」子どもへの偏見、差別を、日常生活を共にすることで、なくしていくことだけでなく、地域社会と学校が連帯することで、地域社会での偏見、差別をなくしていく教育を実施していく努力を重ねていく等を基本としている。

地域巡回サービスも、①ひとりひとりの「子どものニーズ」に基づく教育サービス ②地域と学校、国の行政機関の「連帯」による新たな地域社会の再編 ③子どもの人権を基本とした国際協力等の目的で、社会的教育活動として位置づけ継続している。

3. 調査研究資料

1994年5月より9月まで地域巡回サービス相談を受けた160名の資料の分析より抽出した。⁽¹⁰⁾表1は、相談にきた子どもが在籍している学校、表2は、両親の主訴、表3は検査の結果、表4は、通常学級の子どもたちの検査結果、図1は、検査を受けた子どもの年令の分布である。表5は、スリランカ全体の身体障害者数と都市部、農村部、プランテーション地域における身体障害者の割合、

表 1

Type of School (N=160)

Type of School	Number	(%)
Regular School	125	(78)
Special Unit	17	(11)
Special School	5	(3)
Not Going	13	(8)

表 2

Parents' Complaint (N=160)

Complaint	Number	(%)
Hearing Problem	148	(92)
Free of Hearing Problem	6	(4)
No Answer	6	(4)

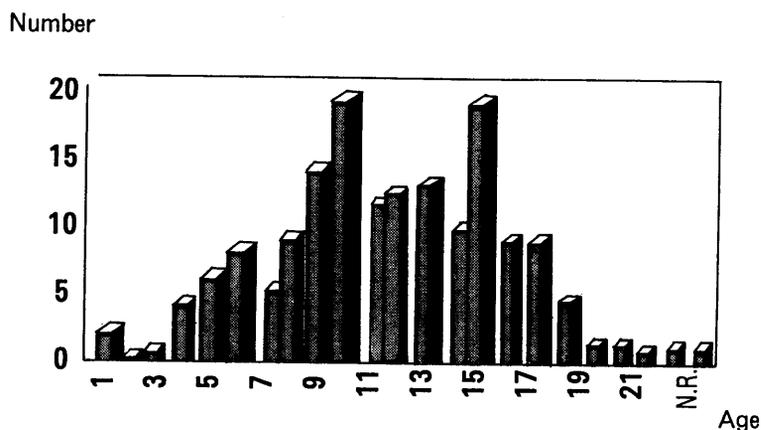


Fig. 1 Age Distribution of Children Tested

表 3

Type of Impairment from Results of Test

Type of Impairment	Number	(%)
Sensorineural Hearing Loss	90	(56.4)
Conductive Hearing Loss	10	(6.3)
Suspected of Hearing Impairment	8	(5.0)
HI but Type Not Identified	7	(4.3)
MR and Developmental Delay	6	(3.7)
Microtic Ear	2	(1.2)
Multiple Handicap	2	(1.2)
Language Disorder	2	(1.2)
Normal	33	(20.7)

表 4

Type of Impairment of Children Attending Regular Schools (N=125)

Type	Number	(%)
Sensorineural Hearing Loss	68	(54.4)
Conductive Hearing Loss	9	(7.2)
MR and Developmental Delay	5	(4.0)
Language Disorder	2	(1.6)
Others	9	(7.2)
Normal	32	(25.6)

表 5

Percentage Distribution of Persons Physically Disabled by Cause of Disability and Sex All Island/Sectors

Cause of Disability	All island		Sector					
			Urban		Rural		Estate	
Total	No	%	No	%	No	%	No	%
T	293683	100.0	49178	16.7	229183	78.0	15322	5.2
M	178082	100.0	31197	17.5	137152	77.0	9733	5.5
F	115601	100.0	17981	15.6	92031	79.6	5589	4.8

表 6

NUMBER OF HADICAPPED WITH DIFFERENT IMPAIRMENTS IN THE SCHOOL POPULATION (According to census-1992-Ministry of Education)

Type of handicapped	Boys	Girls	Total
Hearing impairment	3,355	2,822	6,177

表 7

THE DISTRIBUTION OF TEACHERS & PUPILS UNDER SPECIAL EDUCATION PROVINCIALLY-1994 (According to census Type-1994-Special Educatoin Unit)

Province	Hearing impaired	
	Tea.	Pup.
01 Western	51	433
02 Sabaragamuwa	17	247
03 Uva	08	33
04 Southern	14	206
05 Central	10	86
06 North Central	20	81
07 North Western	09	52
08 North East	07	34
	136	1172

表 6 は、教育省調査の学校における聴覚障害者数、表 7 は、各県のユニットにおける聴覚障害をもつ子どもと教師数、表 8 は、各県の Asst. Directors, Master Teachers, Specialist teachers の数と総数である。

4. 地域巡回サービスによる調査資料の分析と考察

表 1、表 4 から、きこえの相談に来た子どもの 78% が通常学級に在籍している子ども達で、そのうちの 54.4% (68 名) が、感音性難聴であると判明した。感音性難聴は、医学的治療が非常に困難なため、きこえの「障害」を補聴、コミュニケーションの獲得、文字の習得等の教育的観点より、継続的に支援していく必要がある。特に「きこえ」の感度の低下を補聴器の増幅により、補うだけではなく、聴覚機能を発達させる長期間の教育が音声言語の獲得には、不可欠となる。また、相手の話を聞き逃すことや、聞き誤りが感音難聴の子どもには多いため、手話や文字等の視覚的情報手段のコミュニケーションにおける必要性も高くなる。

そこで、通常学級に在籍している感音性難聴の子どもの①教育環境 ②教育体制 ③コミュニケーションについて ④補聴器の継続的活用の諸課題について考えてみる。

①通常学級の教育環境について

「きこえの感度の低下を増幅により補うためには、補聴器が必要である。さらに補聴器を十分に

表 8

ASSISTANT DIRECTORS, MASTER TEACHERS & SPECIALIST TEACHERS ACCORDING TO PROVINCES (Special Educatoin Unit Census-1994)

Province	Asst. Directors	Master teach.	Spacialist Teach.
Western	06	13	141
Sabaragamuwa	02	04	87
Uva	—	05	24
Southern	01	05	32
Central	02	14	32
North Central	01	09	63
North Western	04	08	41
North & East	01	01	11
Total	17	59	431

Linear Ministry-01 Asst. Director
Dept. of Exams : 01 asst. Director
Total No. of Asst. Directors of Special Education-19

活用するためには(特に、感音性難聴では、話の受聴明瞭度に騒音が大きく影響する)音響環境を整備することが重要である。しかしながらスリランカの通常学級では、騒音を抑制する(㉑壁による遮音 ㉒室内騒音の吸音 ㉓机、椅子等による騒音の防止)工夫がほとんど施されていない。このような教育環境の整備は、聴覚障害の子ども達だけでなく、すべての子どもの教育環境に共通する基本的課題と認識される。

②通常学級の教育体制について

現在、スリランカで、通常学級の教師を対象とする、2~3週間の「特別なニーズをもつ子どもの教育」に関する研修が各地で継続されている。通常学級の教師へ「きこえの障害が、具体的に学習にどのような影響を及ぼし、どのような援助が必要であるのか。」との内容を深めて研修カリキュラムを再編成する必要性がうまれている。さらに、通常学級教師を補助するため、聴覚障害教育に経験をもつ、マスター教師を訪問教師として定期的に派遣し、カリキュラム、教材作成、コミュニケーション等の具体的方法について、立案、協議する教育研究体制をつくること。そして各人の役割と責任を明確化することも課題である。

③聴覚に障害をもつ子どものコミュニケーションについて

聴覚に障害をもつ子ども達が、通常学級での学習において、教師やクラスの仲間の音声言語による話しかけを聞き逃したり、意味をとり違えたり、

わからなかったりすることは多くみられる。また、クラスの仲間との学校生活でのコミュニケーションにおいても、話を通じないため、互いに誤解したり、孤立したりすることがある。

そのため①手話や文字等による多様なコミュニケーション手段の選択肢を準備したり②教師や友達、コミュニケーションの通訳をする③教師や友達の話をノートに要約筆記をすることの援助が必要と考えられる。

アメリカでは、通常学級に在籍する聴覚障害をもつ子ども達へのサービスとして、①手話通訳②ノート・テーク③個人的学習の相談と援助(チューター)④カウンセリング等を実施している。

まず、スリランカの通常学級に在籍している聴覚障害をもつ子ども達の援助の方針としては、以下の様なことを考えている。

補聴器活用による音声言語を中心とするコミュニケーションの限界を考慮して、手話を活用するコミュニケーションも通常学級で普及していく。現在、スウェーデンの援助機関が継続している手話研究との協力体制をつくる。

そしてまわりの「きこえる」子ども達による、聴覚障害をもつ子ども達の援助体制もつくる。

通常学級で学ぶ聴覚障害をもつ子どもの教育的ニーズへの体制づくり

1. 通常学級教師への支援体制
(難聴学級教師、マスター教師の協力)
2. カリキュラム、教材等に関する行政からのアドバイス
3. 通常学級教師の研修体制

通常学級でのきこえのニーズをもつ子どもの学習環境づくり

- ・補聴器により、聴覚を活用できる環境整備
- ・コミュニケーションの多様な選択肢の準備
たとえば、手話や文字によるコミュニケーション

④補聴器の継続的活用の問題

最後に「きこえ」の障害を補償する補聴器について考える。調査をした160名中、補聴器を所持している子どもは20名であり、そのうち8名の補聴器が故障していた。故障の修理ができない理由として、①部品の供給ルートがない ②修理技

術をもつ人が地域にいない ③経済コストが高い、があげられる。

現在、日本の企業等より寄付された補聴器を貸し出しているが、高温多湿なスリランカでは、補聴器の故障は起こりやすい。そこで、修理ができる技術をもつ人を養成するセミナーを継続的に開催して、修理ができる技術をもつ人を組織的に各地域のリソース・センターに配置することが大切になる。しかも、日本に変わる部品の安価な入手先を開発していくことも、補聴器のメンテナンスの経済的コストを抑えることにつながると思う。

5. 地域巡回サービスによる農村地域の現状の調査

(1) スリランカ農村地域の医療体制

スリランカの医療は、医療費が無料であることを原則としている。そして、都市部の病院だけではなく、地方の病院(District Hospital)のネットワークもつくられている。又、医師、保健婦、助産婦、医療検査官(Medical Inspector)も地域医療システムの中に組織されている。

しかしながら、地域巡回サービスのオーガナイザー、国立教育研究所の特殊教育部研究員等の指摘は、①耳鼻科(E. N. T)の医師のなかで聴覚障害を専門としている医師が少なく大都市のコロンボ、キャンディに限定されて、地方の病院には聴覚障害の子どもについての知識、情報をもつ医師は、ほとんどいない。②耳鼻科の診察時間は、午前8時から正午までの4時間で、1日で約20人くらいの患者しか診察しない。診察を受けるためには、朝5時に病院へ行き、予約券を取りに行かなければならない。まる1日を費やす仕事である。③コロンボの病院へ行くためには、片道3時間が必要で、一人のバス代が片道18ルピーで親子のバス代が1日80ルピーもかかり、経済的負担になる。(1995年3月に巡回したヌワラエリア、ワラパニの高地の農村における地域医療の現状)

(2) スリランカの農村地域の学校教育体制

スリランカの学校教育は、幼稚園から大学まで「無償」で実施されている。1988年の調査資料では、国公立学校数9771校、教員数146334人、在籍児童、生徒数3938062人(Basic Statistics Relevant to Education 1991⁷⁾)

調査資料(表⑤)によると、スリランカの身体障害者全体の78%が農村、5.3%がプランテーション

ン地域に住み、都市部で生活する身体障害者は、わずかに16.7%である。⁽⁶⁾また、1992年の教育省の調査(表⑥)では、学校教育を受けている聴覚障害をもつ子どもは、6177人であり、難聴学級(ユニット)に在籍している生徒は1172人(表⑦)である。⁽⁹⁾

教育行政の分権化にともない各県に、「予算案、政策計画の立案、実施等」の責任をもつ教育事務所がある。特別なニーズをもつ子ども達の教育の責任者は、所長補佐(Assistant Director of Education。以下A. D. E)である。

県の各地区に、マスター教師がおかれている(表⑧)。マスター教師は「特別なニーズ」をもつ子どもの教育を実施している①通常学級、ユニットの教師を対象に研修会を開催、実施責任 ②各学校を訪問して、カリキュラム、教材作成のアドバイス ③ユニットの設備、施設の計画立案等の役割をもつ。

マスター教師は、障害児教育の経験があり、しかも、通常学級の教師、障害児学級(ユニット)の教師を対象とするセミナー(研修会)の計画、講義、評価等を実施するための約1ヵ月以上の「指導者の研修」を受けた熱心な教師として定義されている。

特別なニーズをもつ子どもの教育実施の協力体制として、障害をもつ子どもの学校教育は、地域の学校での「統合教育」を基本としている。通常学級で教育の機会をもつことだけでなく、障害をもつ子どもの「特別なニーズ」に、できる限り、応えていくための教師間の協力体制を教育省はつくり始めている。具体的には、通常学級教師も「子どものニーズ」を考える研修会に2~3週間参加する機会を与える。そして障害児学級教師や訪問教師、マスター教師との「子どものニーズ」について協議し、責任を分担する協力体制をつくり始めている。地域の学校の校長も、子どもの「特別なニーズ」について、学校全体の組織化を目的とする2日間の研修を受けている。

6. 地域巡回サービスの組織化と問題点

(1) 地域巡回サービス実施前の準備体制づくりの問題点

①日本から、補聴器メーカー協議会、補聴器販売店協会より寄贈された補聴器、イヤホン、コー



(ヌワラエリア、ワラパニーでの地域巡回サービスにおける補聴器装用と貸し出し (1995.3))

ド等の巡回サービスに必要な物品を輸送。国際協力の日本国内での支援組織は、現在、個人ではなく、民間の企業が中心である。また、スリランカでの地域巡回サービスの状況を国内に報告するため、学会報告、企業の広報紙への掲載を継続している。できるだけ、多くの人達へ、活動を知ってもらう機会を「どのように計画していくのか。」が今後の課題である。

②実施するための経費、特に、コロomboより車で6~7時間を要する、山間部のウバ県への巡回サービスの場合等には、ガソリン代が、大きな負担である。現在、スリランカ貨幣の価値が下落して、ガソリン代が上昇しているためである。

③地域巡回サービスで、きこえの障害をもつ子ども達へ貸し出す補聴器の出力特性の分析と資料づくり、イヤホンやフックの型、コード類の点検が必要となる。特に、幼児用の小さな耳せんは、イヤーマールドがすぐに作れない農村部の巡回には、持っていくことが、大切である。しかしながら、スリランカでの補聴器の生産がなされていないため、補聴器の部品は、値段が高く、入手しにくい。現在は、日本からの国際協力により、補聴器の部品を供給している。

(2) 各地域での子どものニーズを把握し、それらに、わかりやすく応えていく体制づくりの現状と問題点

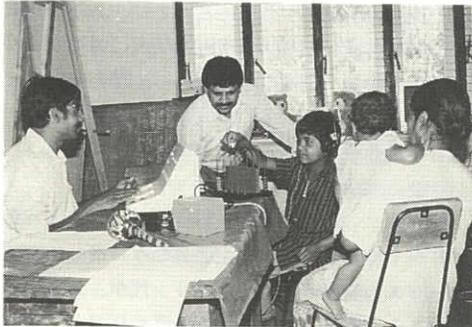
①きこえの相談の受け付けで、地域の教師や、オーガナイザーが子どもの家族と本人に②子どもの生活にみられる、きこえの障害 ③補聴器所有の有無 ④補聴器所有の場合、補聴器の活用程度 ⑤故障の有無等についての聞き取りを実施している。

これらの記録を地域巡回サービス相談に、活用

するだけでなく、地方の教育行政が施策づくりの基礎資料として、また、学校の教師が、子どものニーズに応じていく資料として公的に活用していく方法を考えていくことが大切と考えている。また、家族のプライバシーを侵害しない、そして、家族からの要求があれば、情報公開も可能なシステムをつくり、皆が、活用しやすい、わかりやすい資料づくりが原則と考える。

巡回サービスのオーガナイザーの機能

1. 地域社会への広報など事前の準備
2. 相談会の当日の組織、運営と記録
3. 相談に来た、子ども、家族の追跡調査



(地域のマスター教師等による聴覚の検査)
ウバ県 ルナガラでの経験 (1995.8)

②わかりやすい情報提供の工夫

地域巡回サービス相談の運営母体である N. I. E. は、シンハラ語による親を対象とする「補聴器の装用、活用法」「聴覚を活用する具体的説明」についてのブックレットづくりをした。また、スリランカ各地の聴覚障害の子どもを教育を収録し、ビデオに編集した。

N. I. E. と日本の J. I. C. A 専門家により製作されたビデオは、N. I. E. 研究員とマスター教師による親への「きこえの障害」「補聴器」「コミュニケーション」「教育」についての説明と話し合いに使われている。今後は、短時間の説明の場合、「どのビデオを使用して、特にどの部分を見せて、説明をするのか。」「説明をした後で、親と、どのように話し合うのか。」を考えていくことが課題である。

③地域の教師を地域巡回サービスの経験をとおして育てる。

N. I. E. が毎年、開催している「きこえの障害」

と聴覚活用の教育に関する研修会(オージオロジー・セミナー)に参加した、マスター教師が、地域巡回サービス相談のオーガナイザーとなることが多い。しかしながら①子どものニーズを聞きとる ②きこえの検査をする ③補聴器の特性をとる ④補聴器の継続的装用のアドバイス ⑤聴覚を活用する教育と家族と共に考える等の知識は得ているが、具体的な検査、測定技術、親との話し合い、アドバイスの経験を十分持ち合わせていない。

地域巡回サービスより、学校外で、親から直接、子どものニーズについて聞く、特に、きこえに関するいろいろな悩みを聞くことの機会を得た。また、地域に住む、就学前の幼児、老人で、きこえのニーズをもつ人との出会いがあった。

これまでいろんな研修会で受けてきた、知識や技術が以下の観点より、活かされていく様子が垣間見えた。①きこえの検査をする。②補聴器の測定をする ③補聴器の継続的装用のアドバイスや援助、例えば、補聴器の電池の購入が経済的な困難がある場合、地域の人々への経済上の支援を呼びかける。また、子どもの家族へ電池の購入ができる場所を教えたり、故障の時の相談に応じていく体制をつくる。そして ④補聴器を使いこなし、コミュニケーションや学習にいかす方法を家族と共に考えていく。

マスター教師の研修会の内容も、今後、改めて考えていくこと、そして、地域に必要な情報を提供し、地域の教師を育てていく、リソース(情報ネットワークづくり)も必要である。これは、日本からの国際協力の課題でもある。

(3) 地域社会への巡回サービスでの地域社会の協力体制

(1) 県教育事務所との協力

巡回サービスによる訪問前に、運営母体の N. I. E. の協力依頼の文書により、県の教育事務所が相談場所を確保してくれる。皆が集まりやすい学校、地域の協力者の家、教育事務所内の室、寺院等で、電気を使える場所である。

また、地域の学校の校長へ「地域巡回サービスの通知」と「障害児学級と通常学級の教師への協力依頼の要請」の文書も送る。

(2) 地域の学校長の協力

学校内の教師を通じて、地域の人達へ、きこえの相談会が開かれることをあらかじめ紹介する役割をはたしてくれる。そして、難聴学級教師、きこえの障害をもつ子どもの担当の通常学級教師へ

の地域巡回サービス相談への参加を許可して、積極的に協力体制をとる。

(3) 地域の教師間の協力関係

マスター教師を中心として、地域の教師達は、地域の「きこえの障害をもつと疑われる子どもと家族」へ、地域巡回相談があることを伝えてくれる。そして、場所、時間を知らせ、相談会への出席の確認と全体の人数の把握をしてくれる。2日間、相談会が続く時は、子ども達の人数の割り振りまでしてくれる。最初の日だけに、相談が集中することを、できる限りふせいでくれる。

また、相談会に来た子どもの教育状況、コミュニケーションの困難な具体的状況を、N.I.E.の研究員やマスター教師へ説明してくれる。

(4) 地域の教師による親と子どもの支援

相談会へ来る子どもや親のニーズは多様である。きこえの検査、補聴器の出力調整、故障の点検、新しい補聴器の装用の希望、両耳に補聴器装用の希望、補聴器の再調整等の相談を受けた。

高価な補聴器を自ら購入している親や、教育事務所に申請して補聴器を供与された子ども達もいた。また、マスター教師が県の予算で、補聴器を購入して、きこえの障害をもつ子どもへ直接供与している場合もある。(1995. 3. 29~31ヌワエリアおよびワラパニー地区による相談の経験より)

補聴器による「補聴」の手段を得る方法に強い意志が認められる場合もある。しかしながら、初めて補聴器を装用する子ども達の親は「補聴」により、もたらされる具体的利益を、「実感することが難しいのではないか」と思われた。高価な電池代を使いながらも「子どもの利益」を実感しないことには、補聴器装用の意味を親は納得し難い。そこで、地域の教師の継続的な教育支援が重要である。そのため、補聴器に関する情報だけでなく、それを活用する教育方法も、学校教師を通して、親や地域の人々へわかりやすく伝えていくことが、地域巡回サービスの課題である。

教育情報を学校教師から親、家族、地域社会の人々へ伝えていくためには、学校教師が、研修会等で情報を得て、それらを理解するだけでは十分ではない。学校教師が、わかりやすく情報をかみくだき、さらに、地域社会へ出かけ親へ説明する。そして、親と子の具体的なコミュニケーションにアドバイスをしていくこと、そして、親と子どものコミュニケーションを育てていくことが教師に求められる課題である。

今後の地域社会の課題

- ① 早期対応への医療、教育、福祉の協力体制づくり
- ② 学校と地域社会の連帯(コミュニケーション)に基づく主体的活動計画の作成
- ③ 地域社会の当事者を含むオーガナイザーの育成

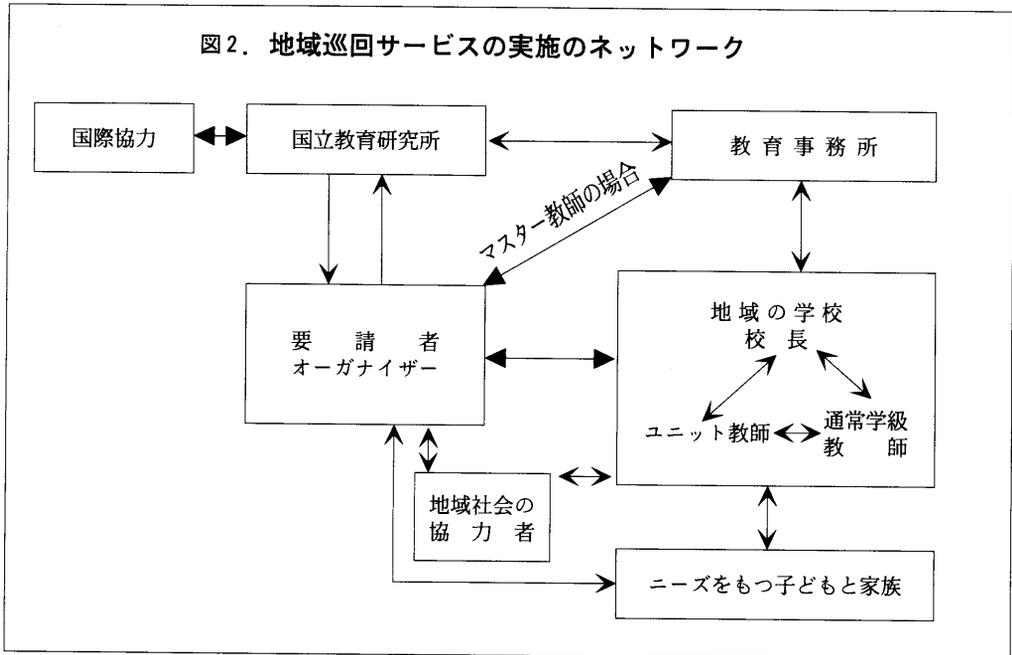
(5) 補聴器に関する今後の課題

スリランカ国内で生産していない福祉機器の補聴器が日本からの援助の中心におかれている。スリランカでの補聴器は、①購入価格が高い ②メンテナンス・コスト(部品等の価格)が高い ③補修のための部品が簡単に手に入らないため修理できなかつたり、修理に時間がかかる。また、補聴器の活用には、①教育方法の研究 ②親への補聴器の活用、およびメンテナンスの情報提供 ③地域への補修サービスの供給 ④経済的支援 ⑤補聴器に関する基礎研究からの情報提供 ⑥教育オージオロジーの要員養成が重要な条件であることを経験から、つかんできている。

しかしながら、スリランカには補聴器を活用した教育実践事例の蓄積も少なく、補修サービス技術をもつ販売店も少ない。そして、福祉省の福祉サービスとしての経済的支援も、十分ではない。さらに補聴器の基礎研究からの情報は、国外に依存している。つまり、補聴器を使う人には、高いコストが必要で利益の少ない(High-Cost, Low Benefit)の状況である。

そのため、補聴器を使用する子どもの利益を大きくしていくための国際協力の基本的課題を長期展望の上に立ち、設定することが重要と考えている。まず、①わかりやすい情報の提供、そして②活用していく教育技術等の研究さらに③それらの情報で、子どものニーズに応えられる教師等の要員を養成していくことである。聴覚活用の研修会(オージオロジー研修会)は、教師を主な対象として、1988年より開始され、毎年30名の受講者がいる。各地に、人のネットワークはできつつあるが、聴覚機器・補聴器等が少なく、知識が有効につかわれていない現状である。

しかし、地域巡回サービス相談による、中央と地域の結びつきで、人が活かされていくことも、



少しずつではあるが、期待される。そして、スリランカの子どもが、補聴器の有効性を体験することでその普及の可能性もうまれている。これらのニーズを見極めることで、援助を継続することが、大切と考えている。

文 献

- (1) Lakshman Jayatilleke, "EDUCATION FOR FREEDOM-ISSUES OF DEVELOPMENT, INDIVIDUAL GOALS AND SOCIAL PRIORITIES" National Institute of Education, Sri Lanka, 1994.
- (2) J. E. Jayasuriya, "DEMOCRATIZATION OF EDUCATION-CONTRIBUTION OF DR. C. W. W. KANNANGARA-", National Institute of Education, Sri Lanka, 1988.
- (3) Ministry of Education, "Review of current status of special education in Sri Lanka, 1987.
- (4) K. Fellenius, "Special education in Sri Lanka", Report from SIDA mission, 1983.
- (5) Ture Jonsson, "TRENDS IN (SPECIAL) EDUCATION" EDUCATION FOR ALL

AND CHILDREN WITH SPECIAL EDUCATIONAL NEEDS, National Institute of Education, Sri Lanka, 1990.

- (6) National Institute of education, Sri Lanka, "Policy guidelines for Development of Special Education", 1991.
- (7) Subhashinie Wijesundera, "Basic Statistics Relevant to Education", National Institute of Education, 1991.
- (8) Department of census and statistics, "SURVEY OF DEMOGRAPHIC AND SOCIAL ASPECTS 1986/87 SRILANKA", Ministry of policy planning and Implementation
- (9) D. L. R Subasinghe, "Country report of Sri Lanka", The Fourteenth APEID Regional Seminar on Special Education, 1994.
- (10) W.V.SINGHANATAH
Community Based Mobile Service for Hearing Impaired Child in SRI LANKA(2)4 th Asia-Pacific Conference on Deafness, 1p-6p, 1994.